

議案第 7 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

一般職の職員の期末手当の 6 月期及び 1 2 月期の支給率を均等に配分することを踏まえ、常勤特別職の期末手当の支給率を均等に配分するため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の197.5、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 2 0 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 3 省略	(期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては1 0 0 分の 1 9 7. 5、1 2月に支給する場合においては1 0 0 分の 2 1 2. 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 3 省略